務協会) 大蔵省管財局『社寺境内地処分誌』 | 二〇頁-| 二二頁 昭和二九年四月一五日発行 (財団夫人大蔵

境内地又ハ、 券制度を設け私法上の所有権が確認された。ついで「地所名称区別」(明治六年三月二五日太 漸くその緒につくに及び官有地は漸次諸官庁に委ねると共に、私有地に対しては明治五年地 行わせたから、幕領、藩領、 応三年十月の大政奉還と明治二年七月の諸侯の仮(ママ)籍奉還とによって、 大別され、更にこれを数種の種目に分類された(前掲六○頁参照)。 有地区別に法制上の根拠を得たのであるが、全国の土地はこれによって官有地と民有地とに 政官布告第一一四号同明治七年一一月七日太政官布告第一二四号訂正)によつて始めて官民 土地はしばらくの間官有地域は民有地と仮称してわずかに公私有の別を立てていたが、 すべて政府の所有に移され更に同四年正月の社寺領上知令によっていわゆる社寺領の上地を に勿論実体的にその所属を確定する暇がなく叉法制上の確実なる保障もなかった。これらの 明治初年においては、今日におけるような土地所有権の観念は、極めて薄弱であ 仏堂敷地は次のように種別された。 社寺領はすべて政府所有に帰したのであるが、未だ土地の種別 しかして当時国有の社寺 その領有地は

官有地一種 神地 伊勢神宮 官国弊社 府県社及び民有にあらざる社地

同 第三種 民有にあらざる堂宇敷地

同 第四種 寺院、説教揚敷地

を拡張しようとする場合には一定の制限が設けられていた。次の内務省、 地租その他の公課を賦課されないのを原則とされた。従って無制限にこれを拡張するときば、 発布して実施された。叉社寺の境内地に対しては国有であると民有であるとにかかわらず、 十一年内務省達乙五十七号)」その他境内地を使用収益させる事項等について断片的に法令を 或は「寺境内外区別取扱規則 管理処分に関する制度も未だ確立立するに至らなかった。そこでこれらの管理処分について 富山県との間の照復によっても当時の取り扱い炉わかるのである。 国庫及び地方公共団体の収入に及ぼす影響が少くないことから、 は臨機に「社寺境内外ノ区別ヲ促シ及伐木ヲ厳禁スルノ件(明治七年内務省乙第三十四号) かしながら、明治維新政府に右の国有境内地の管理制度はもとより、 (同八年地租改正事務局達乙第四号)或は「社寺取扱概則(同 新に境内を設定し又はこれ 一般の国有財産の

果シテ然ラハ官有地地第第一種に又ハ民有地第二種へ編入可致哉 社寺境内ノ坪数力制限二不充トキ仮令移転セルモ其制限マデ境内増加スル儀ハ御差支無之哉 明治二十年三月一日 富山県より内務省地理局社寺局へ伺

明治二十年三月十六日 内務省内務省地理局社寺局ヨリ富山県 回答

社寺地ノ儀ハ一旦改定ノ上ハ猥リニ取拡難相成例規二有之又兼夕定メラレタル社寺境内坪数 制限ノ儀ハ後来新築若クハ移転等願出候節其申出次第ノ坪数ヲ聞届候テハ不都合二付特ニ設 ケラレタルモノニシテ之ニ拠テ従来ノ社寺境内ヲ取拡タルコトハ固ヨリ難相成儀ニ有之候

大蔵省管財局『社寺境内地処分誌』 (前掲) 二四五頁—二五〇頁

第二款 境 内 墓 地

別」による区分以来の墓地とは当初から、土地の種目が別なものである。 状況が墓地の形態をなしていたもののことである。 墓地と区分することにする。従ってこの境内墓地は明治六年制定同七年改正の「地所名称区 ここにいわゆる墓地とは国有財産台帳上の整理では「寺院の境内地」であったが、 仮りにこれを境内墓地と称えて普通の 実地

布の「第二次境内地処分法」による処分上において、前記の集団化した境内墓地が同法の第 地に散在していた前記の少数墓地のみが現境内―官有地第四種として残され、その後これ され、 炉集団化していわゆる境内墓地を形成したものとみられる。昭和二十二年四月二十二日公 と定められた。従って普通の墓地は原則的にこれを民有地とする方針であったが、当時境内 規則」 第六章墓地処分第一条に「従前官有地ニ設タル墳墓ノ一区域ヲナセシ地ハ今度更ニ民 月の地祖改正事務局達「社寺境内外区画取調規則」第三条但書において「但現境内トスへキ 三種に、同寺院の境内地に官有地第四種に区分して整理することに規定された。又同八年六 令Tのる太政官達において「……墓地ヲ除クノ外上知ノ儀御布告ノ通り相心得云々」と規定 制度において墓地がいかに取り扱われきたかについては、明治四年の社寺領上知令の施行 市における境内墓地の現況は境内地の相当部分を占める程になっている。明治初年の土地 った。なお、この問題と直接関連はないが、葬儀は神官叉は僧侶に依頼すべきことを規定し 有地第三種ト定メ人民共有墓地トナスヘシ但区域内二余地ア戸七将来ノ所用二儼存スヘン_ 内地に含めて整理する例外の取扱を定め、更に同年七月の地祖改正事務局議定「地所処分仮 墓地は本来境内地と区別するのが原則であるが、境内地に散在する少数の墓地は特に現境 地内ニー瑣々タル墓地散在ン区域引分ケ難キ分 (現境内二据置クヘキ事) との規定があ て墓地を自分の所有地と寺院の境内地とに造る者ができた。境内墓地は漸次拡大し特に都 われるが、徳川時代になってにじめて寺院の境内に墓地が許されるようになり、ここにおい 一条及び第二条等に規定する「宗教活動を行うに必要なもの」に該当するか否かが問題とな 往古においては人々の死骸の安置の場所には人里離れた山叉は海等が選ばれていたと の太政官布告は興味がある。 更に同七年十月に改正された「地所名称区別」においては、国有地の墓地は官有地第 り、

太政官布告第百九十二号(明治五年六月二十八日)

寺院の宗教活動において必ずしも必要なものでないという見解に立ち、 ろ第三者が使用する土地であり、 大蔵本省で部内の取扱要領を定め仁第二次境内地処分法の運用方針において、**墓地はむし** 近来自葬取行候者モ有之哉ニ相聞俟処向後不相成候条葬儀〃神官僧侶ノ内へ可相頼俟事 且つその施設は衛生上の必要に基ずくものであって、 原則として譲与の条 当該

と認められるも あって尊巖保持用地或は特別の由緒地等、同法施行令第一条第一項の各号の一に該当する 件に該当しないものと決定していた。 0) は、 その名目で処分の適格性があるものとして例外的取り 但しかかる集団的境内墓地でも例えば相当の樹木が

委員の一部から相当強硬な反対意見の開陳があった。反対意見の主なるものは 前記当初 の集団的境内墓地に対する取扱方針については、 社寺境内地処分中央審査会の

- 民有地とする方針であり、元来寺有とすべきものであったのであるから、 べきである。 明治初年以前存在していた墓地は、明治初年の土地制度においても原則的にこれ 寺院に譲渡
- ある。 処分法の施行令第一条第二項(公益事業用地)に該当するものとして取り扱うべきで 明治維新後に出来た境内墓地は、 すなわち 台帳上当該寺院に無償貸付をしてあったから前記
- 位はいがある場合と殆んど同一視することができる。 (イ)墓地を一体として観る場合、これは寺院の一施設であり、本堂に奉安する遺骨、
- 外使用地と決定するのは、宗教の本質を解しない謬論である。 読経その他のおっとめの場合これらの墓地の霆に対してもあまねく信仰の誠を捧げている ものであって、第三者が使用する土地であるから、当該寺院の宗教活動以外のいわゆる目的 (ロ)墓地は当該寺院と全然無関係のものでなく、 春秋の彼岸、 お盆には勿論 夕
- 合、これは飽までも個別的審査を必要とする問題Tのって、例外的事例をもってすべてを律 該当寺院が全部そうではない。 べきではない。 経営その他の管理上の経費として永代供養料の意味で受け取っている寺院もあるが、 墓地をもっている寺院全部がこれをもって営利を目的としたものではなく、 (ハ) 或寺院では使用者加ら相当の墓地使用料をとっているとの非難もあるが、これ 若しかかる点において営利を目的としているものがある場
- 的であって、 (二) 若干の墓地使用料を仮りにとったとしてもこれを貸地と見ることは余りにも形式 墓地の使用者である信徒も一般的意味における借地とは全然考えていな 11 \mathcal{O}

局に指示することとなった。 昭和二十五年八月遂に当初の運用方針を次のように改めることに決定して、これを各財務 の賛否両論については本省において数回審査会小委員会を開催し、 慎重に検

処分の適根性を欠くものとして取り扱うこと。 に当ってば、 に利用し、その他その寺院の宗教活動上全然無関係と認められる墓地、 国有境内地にある墓地は、原則として宗教活動を行うのに必要なものと認め、その処分 項各号叉は同条第二項のいずれかに該当するものとして処理すること。但し、営利的 実況に基き昭和二十二年勅令第百九十号(第二次境内地処分法の施行令)第一 同法律の規定による

右によって墓地は、 寺院として定期的 (彼岸盆等) に同地におい て供養を執行するの

省達乙第三号)ができた。 守者を置き、次の事項を記載する各墓地の明細帳調製の制度(明治十二年一月二十一日内務 当と決定し更に時価による売払いを済ませたものが数件あったが、法制等を改変する場合 地若しくは尊厳保持用地或は由緒地等その他の施行令第一条各号と競合する場合は、実地 事と解釈することによって「儀式又は行事用地」として取り扱うことを原則とし、建造物用 所について六円二十五銭)等を支出することとして国において祭祀することとなったもの 治七年これを慰霊すべき旨の仰出があり、翌八年内務省所管の下に定額の修綯册(墳墓一ヶ 事項を記載する。官修墓地の制度は、明治維新において官軍が各地に転戦して全国を平定し らす、常時本堂における読経その他の行事も宗教的に観て墓地をも対象とする間接的な行 である。同十五年には西南の役の戦致者の墳墓もこれに加えられた。官修墓地の管理には監 た際、各藩の士卒でこれに従軍し、戦病死した者の遺骸がそれぞれの地に埋葬されたので明 でも多少の衡平の問題が必ず附随することであり積極的にその処分の変更はされなかった. の状況に応じて適当な該当地を決定して処分するということになった。当時既に譲与不適 社寺国有境内地とは別であるがついでにいわゆる官修墓地について多少参考と思われる

- 開設の沿革
- 一域内坪数並びに地種(官有民有の別)
- 大正二年に至り神社、寺院明細帳様式の改正と同時に右の様式は、次のように改正された。 埋葬人名表 (戦死事故、旧藩名、 姓名、 年令、 創立年月日、 建設人名)

(四月二十一日内務省令第六号)

- 一設置の沿革
- 一域内の坪数
- 一 表(姓名、旧藩名、創立年月日、戦死事由)

度予算においては従来認められていた「護国神社及び官修墳墓」の歳出科目が削除となり、 くなったのである。 った内務省も廃止の運命となったばかりでなく、これを引継いで所管とする政府機関はな 官修墳墓に対する国庫の支出は遂に断絶することとなった。やがて官修墳墓の所管省であ が発せられ、政教の分離と神社の国家管理廃止等を厳重に指令してきたので、昭和二十一年 けた。昭和二十年八月の終戦により同年十二月連合国最高司令部からいわゆる「神道指令」 この明細帳は、内務省に備えつけると共に、監守者も右に準じて作製し忙明細書を備え

すべきTのるとし、席に欧米諸国に見られる無名戦士の墓のようなものが適当であるとの 状態にあるので、これに対する政府の何等かの措置が要望されている。太平洋戦争の平和条 しかして現在いわゆる官修墳墓の祭鳶は・縁故者等がこれに当っている他殆んど放置 ので、近い将来何等かの形で、これが制度化の上慰霊の途が講じられるであろう。 政・府部内においてもこの問題を検討中であり、 旧陸海軍墓地をも併せて考慮

なお、官修墳墓の所在、数量は、昭和二十八年四月文部省調によれば、次のとおりである。

和制	岩手	茨城	山口	千	広	群	岡	埼	島	新	鳥	長	富	兵	石	神	福	大	秋	京	山 ~~	北海道	青	東	都道
	,			葉	島	馬	山	玉	根	潟	取	崎	Щ	庫	Ш	奈川	井	阪	田	都	形	道	森	京	都道府県名
C	六		四一	<u> </u>	六	七	二八	_	六	八三	0	一七	六	_	_	三	_		一二七	二九	四	<u>=</u>	一 五	五五	墳墓箇所数
十				福	鹿	宮	宮	長	熊	岐	佐	滋	大	Щ	福	静	高	愛	愛	三	香	奈	徳	栃	都
				島	児島	城	畸	野	本 一	阜	賀	賀	分	梨	岡	岡	知	知	媛	重	Ш	良	島	木	都道府県名】
				一八六	二九	_	<u> </u>	四四四	六三	0	<u> </u>	=	<u>=</u>	0	八	0	0	Ο	Ο	0	0	七	Ο	八三	墳墓箇所数